

1 令和 5 年 9 回稲城市農業委員会総会を招集する。

2 日	時	令和 5 年 9 月 11 日 (月)
	開 議	午後 3 時 00 分
	閉 議	午後 3 時 40 分

3 会	場	地域振興プラザ 中会議室
-----	---	--------------

4 出 席 委 員

1 番 松本 一宏	2 番 金井 司	3 番 笹久保 栄人
4 番 笹久保 橋寿	5 番 高橋 一郎	6 番 川村 あや
7 番 松本 信之	8 番 佐脇 博吏	9 番 大久保 一弘
10 番 小宮 尚幸	11 番 上原 徳和	12 番 石井 篤司

5 欠 席 委 員

6 事 務 局

局 長	関 口 美 鈴
係 長	佐 藤 江美子
書 記	原 島 啓 太

7 議 題

- (1) 会議録署名委員の選出
- (2) 第 22 号議案 生産緑地法第 10 条の規定に基づく主たる従事者証明について
- (3) 第 23 号議案 相続税納税猶予に関する適格者証明について
- (4) 第 28 号報告 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
- (5) 第 29 号報告 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
- (6) 第 30 号報告 相続税納税猶予の適用に関する証明書の発行について

議長 本日は、6 番委員が遅れて参加いたします。従いまして農業委員会会議規則第 6 条の規定により本会議は成立いたします。なお、会期については本日 1 日とします。ただいまより、令和 5 年第 9 回稲城市農業委員会総会を開会します。 それでは日程 1、会議録署名委員の選出について議題といたします。これにつきましては議長より指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 それでは、7 番 松本信之君、8 番 佐脇 博吏君を指名いたします。
次に日程 2、第 22 号議案 生産緑地法第 10 条の規定に基づく主たる従
事者証明について議題といたします。事務局説明願います。

事務局 (議案書をもとに説明する。)

なお、受付番号 211 号については令和 5 年 8 月 21 日に地元委員の石井委員と、受付番号 212 号については令和 5 年 8 月 28 日に地元委員の松本委員と現地調査を実施しております。

議 長 それでは受付番号 211 号について石井委員より、受付番号 212 号について松本委員より説明願います。

石井委員 12 番委員の石井です。受付番号 211 号については令和 5 年 8 月 21 日に事務局と現地確認を行った結果、主たる従事者証明を出して問題のない土地であることを確認しております。

議長 続いて7番委員

松本委員 7番委員の松本です。受付番号 212 号については令和 5 年 8 月 28 日に事務局と現地確認を行った結果、主たる従事者証明を出して問題のない土地であることを確認しております。

議 長 事務局ならびに地元委員の説明が終わりました。質疑・意見のある方の発言をお受けいたします。いかがでしょうか？

議 長 質疑がありませんので、採決いたします。第 22 号議案 生産緑地法第 10 条の規定に基づく主たる従事者証明について、承認される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。したがって第 22 号議案については承認されました。次に日程 3、第 23 号議案相続税納税猶予に関する適格者証明について議題といたします。事務局説明願います。

事 務 局 (議案書をもとに説明する。)

 なお、受付番号 367 号については令和 5 年 8 月 28 日に地元委員の笹久保委員と現地調査を実施しております。

議 長 それでは受付番号 367 号について 4 番 笹久保委員より説明願います。

笹久保委員 4 番委員の笹久保です。受付番号 367 号については、令和 5 年 8 月 28 日に事務局と現地確認を行った結果、適格者証明を出して問題のない土地であることを確認しております。

議 長 事務局ならびに地元委員の説明が終わりました。質疑・意見のある方の発言をお受けいたします。

議 長 質疑がありませんので、採決いたします。第 23 号議案相続税納税猶予に関する適格者証明について、承認される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 次に日程 4、第 28 号報告 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について議題といたします。事務局報告願います。

事 務 局 (議案書をもとに朗読する。)

議 長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第 2 条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。報告事項でございますが、質疑のある方の発言をお受けします。

議 長 質疑がありませんので、打ち切ります。次に日程 5、第 29 号報告 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について議題といたします。事務局報告願います。

事 務 局 (議案書をもとに朗読する。)

議 長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第 2 条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。報告事項でございますが、質疑のある方の発言をお受けします。

議 長 質疑がありませんので、打ち切ります。次に日程 6、第 30 号報告 相
続税納税猶予の適用に関する証明書の発行について議題といたします。
事務局報告願います。

事 務 局 (議案書をもとに朗読する。)

議 長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第 2 条に基づき届出を専
決したので、ご承認をお願いします。報告事項でございますが、質疑の
ある方の発言をお受けします。

議 長 質疑がありませんので、打ち切ります。以上で、本日の全日程が終了
しましたので、令和 5 年第 9 回稲城市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 3 時 40 分閉会)